

## 公立大学法人横浜市立大学叙位叙勲候補者の推薦等に関する内規

### (目的)

第1条 政府が毎年春及び秋に行う叙勲（以下「生存者叙勲」という。）並びに死亡者に対する叙位及び叙勲（以下「死亡叙位叙勲」という。）につき、公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）関係の候補者の推薦について必要な事項は、この内規の定めるところによる。

### (生存者叙勲の候補者)

第2条 本学において生存者叙勲の候補者とすることができます者の資格は、本学の名誉教授の称号を有している者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、学長の職（他の大学における相当する職を含む。）にあった者については、第3号に該当しない者も候補者とすることができます。

(1) 生存者叙勲受章時に年齢が70歳以上の者

(2) 大学の教員歴（他の大学での経験を含む。以下同じ。）が通算して30年以上ある者

(3) 大学の教授としての在職年数（他の大学での経験を含む。以下同じ。）が通算して15年以上ある者

2 前項の資格を有する者であって、大学の学長、副学長、学部長等の職（他の大学における相当する職を含む）にあるものについては、生存者叙勲を受章する時に当該職の任期が終了することがあきらかである場合に限り、候補者とすることができます。

### (生存者叙勲候補者の推薦)

第3条 学長は、前条の資格を有する者のうち、文部科学省が示す推薦基準に該当するものについて、生存者叙勲の候補者として文部科学大臣に推薦するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該候補者からあらかじめ推薦を辞退する申し出があった場合、学長は生存者叙勲の候補者として推薦しないものとする。

### (再叙勲)

第4条 既に生存者叙勲を受章した者であっても、生存者叙勲を受章したあとに抜群の成績を挙げたものについては、再び叙勲の候補者とすることができます。

### (死亡叙位叙勲の候補者)

第5条 本学において死亡叙位叙勲の候補者とすることができます者の資格は、本学の名誉教授の称号を有している者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 大学の教員歴が通算しておおむね20年程度ある者

(2) 大学の教授としての在職年数が通算して5年以上ある者

### (死亡叙位叙勲候補者の推薦)

第6条 学長は、前条の資格を有する者が死亡した場合、死亡叙位叙勲の候補者として文部科学大臣に推薦するものとする。ただし、既に生存者叙勲を受章した者（第4条の規定を満たす者を除く。）については、死亡者に対する叙位の候補者として推薦するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該候補者の遺族から推薦を辞退する申し出があった場合、学長は死亡叙位叙勲の候補者として推薦しないものとする。

### (除外)

第7条 この内規の定めにかかわらず、学長は、推薦にあたり文部科学省から候補者を制限する基準が示されたときには、その基準に従い推薦するものとする。

2 学長は、この内規において候補者とすることができます者であって、次の各号のいずれかに該当するものについては、推薦しないことができる。

- (1) 本学の在職中に懲戒処分を受けた者
- (2) 大学の教員歴において懲戒処分の履歴がある者
- (3) 社会的非違行為を行った者
- (4) その他推薦することが大学の信用を傷つけると考えられる者

附 則

(施行期日)

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年1月31日改正)

この内規は、平成26年2月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月24日改正)

この内規は、平成27年4月1日から施行する。